

2021年11月4日

各 位

会社名:株式会社フェリシモ 代表者:代表取締役社長矢崎和彦 (コード番号 3396 東証第一部) 問い合わせ先:

新行領コーポレートスタイルデザイン本部長 荒 岡 芳 彦
(TEL 0 7 8 - 3 2 5 - 5 5 5 5)

判決に関するお知らせ

当社が、株式会社プログレス(東京都中央区。旧所在地東京都武蔵野市。以下、「被告」)に対し、特許権および意匠権侵害を理由として大阪地方裁判所に提起していた訴訟(令和2年(ワ)第10938号、以下「本件訴訟」)に関しまして、以下の通り判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を言い渡した裁判所、判決言渡日、事件番号

(1)裁判所: 大阪地方裁判所 民事第21部

(2) 判決言渡日: 2021年11月4日

(3) 事件番号: 令和2年(ワ)第10938号 特許権及び意匠権侵害差止等請求事件

2. 訴訟の概要

レジカゴに装着可能で、快適な持ち運びを実現した当社オリジナル商品「レジカゴリュック®」に係る当社が持つ特許権(第 6482515 号)および意匠権(第 1579921 号)に関し、被告が侵害していると考えられる商品(以下「被告商品」)を輸入・販売等していると考えられたことから、当社は被告との交渉を続けておりました。しかしながら、被告より誠実な対応が得られなかったため、やむを得ず 2020 年 11 月 19 日、当社が大阪地方裁判所に提訴していたものです。



左:当社商品の例 (登録意匠第 1579921 号図面より)



右:被告商品の例



3. 判決の趣旨

本判決は、当社の主張を相当と認め、被告に対し、被告商品の譲渡または譲渡の申出等の侵害行為の差止を命じました。

当社では、事業性、独創性、社会性の3つが交わる領域での事業活動を常に心がけております。また、 当社は知的財産を尊重し、他者の知的財産権に十分配慮することと共に、独創性を重視した当社商品の 企画開発と、知的財産権による保護と活用に努めております。

当社商品の侵害につきましては、お客さまによる誤認・混同を招来するおそれもあり、また当社ブランドの毀損にも繋がるものであり、看過することはできません。当社は、類似の権利侵害に対し、今後も断固とした措置を講じてまいります。

4. 業績に与える影響

本件が当社および当社グループの業績に与える影響は、軽微であります。

以上

※「レジカゴリュック」は、株式会社フェリシモの登録商標です。